

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午前9時00分から10時32分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	8番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	6番推進委員	13番推進委員
		7番推進委員	15番推進委員

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 8番委員 9番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 皆さん、おはようございます。
只今より、令和2年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。
姿勢を正してください。 一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立
いたします。

議長 皆様おはようございます。
農業者年金の推進についてはありがとうございました。今月一杯とい
うことで今日までになります。推進期間は今日までですが、農業者年金
の加入推進については1年を通してしていただければありがたいです。
この制度は農業者にとって非常に良い制度です。国民年金だけでは歳を
取ってからでは生活費が足りません。ですので、余裕があったなら農業
者年金への加入推進をお願いします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項
の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料
の1ページ農地法による解約が4件。資料の2ページから10ページま
で農業経営基盤強化促進法による解約が40件です。
以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いい
たします。質問はございませんか。

(「はい」という声あり。)

議長 6番農業委員。

6番農業委員 1ページですが、農地法第3条貸借というのはどういうことですか。

事務局 農業経営基盤強化促進法による利用権設定を現在主に行っていますが、農業経営基盤強化促進法以前の契約で、農地法第3条による貸借になります。

議長 よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

議長 他にありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、続いて報告2「農地の利用目的変更について」は取下げ申請が提出されました。

————— 議案第1号 —————

議長 只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。

25ページの総括表をご覧ください。

期間は3年から20年で、面積は合計272,089㎡です。利用権を設定する者の数77名、利用権の設定を受ける者の数37名です。

土地の詳細につきましては、12ページから24ページ番号1番から番82のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「はい」という声あり。)

議長 6番農業委員。

6 番 番号45番は、申請をした後、貸人の代理人が死亡されたんですけど、
農業委員 このまま審議をしてもいいんですか。

議長 これについては、農業会議に確認をして後ほど報告したいと思いますので、議案第1号については、決定を保留いたします。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から18番まで一括で報告をお願いします
ご意見、質問等は全ての報告終了後、お願いいたします。
整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号1番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は50歳です。

渡し人 ITさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字東本553番1外1筆で、地目は田、地積は合計3,346㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は65,585㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号2番につきまして、去る2月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 SMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 OMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字打廻747番1外2筆で、地目は畑、地積は合計1,071㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は自作地1,479㎡と総会資料14ページ15番の利用権設定1,092㎡と今回の取得分1,071㎡の合計3,642㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字原田714番で、地目は畑、地積は466㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は16,572㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 IKさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字井之尻1005番25外4筆で、地目は畑で、地積は合計3,613㎡と堂崎字塗別田486番1外3筆で、地目は田で、地積は合計13,896㎡、田畑合計17,509㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は19,919㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番、6番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番、6番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は47歳です。

5番の渡し人 GSさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字天神原ノ下2964番で、地目は畑で、地積は2,299㎡で所有権移転売買になります。

6番の渡し人 DMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字星ヶ峯2972番外1筆で、地目は畑で、地積は合計1,212㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は5番、6番の合計3,511㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る2月16日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 TDさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は29歳です。

渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は50歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字竹下4541番1外1筆で、地目は田、地積は合計7,733㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は41,569㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番、9番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は52歳です。

8番の渡し人 KTさんは、鹿児島市西伊敷四丁目に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番80で、地目は畑、地積は1,182㎡で所有権移転売買になります。

9番の渡し人 THさんは、大阪府寝屋川市寝屋新町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸370番2で、地目は畑、地積は966㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は総会資料16ページ30番の利用権設定1,113と今回の取得分2,148㎡と合わせ3,261㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースになります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、新規営農計画書、委任状等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 HAさんは、始良市加治木町木田に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字七代2521番2外1筆で、地目は畑、地積は合計3,238㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,521㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る2月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 ITさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は45歳です。

渡し人 NTさんは、始良市永池町に居住され、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字落実660番1で、地目は田、地積は649㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は88,658㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 IMさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字新柳北110番2で、地目は田、地積は292㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,897㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号13番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は87歳です。

渡し人 MAさんは、薩摩郡さつま町永野に居住され、市外住民で、二人は親戚関係になります。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ後2101番4で、地目は畑、地積は450㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は19,907㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号14番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 MTさんは、神奈川県茅ヶ崎市赤羽根に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字新川3987番5外1筆で、地目は畑、地積は合計1,864㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は35,709㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号15番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る2月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は26歳です。

渡し人 MYさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字上須川392番で、地目は田で、地積は合計5,740㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は今回の取得分5,740㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあり

ます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号16番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る2月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 IAさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は80歳です。

渡し人 MYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字中牟田1711番1で、地目は畑で、地積は1,117㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は42,525㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号17番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番につきまして、去る2月23日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 NYさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 MAさんは、鹿児島市東坂元二丁目に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前266番1で、地目は田で、地積は788㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は総会資料23ページ77番の利用権設定6,862㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号18番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は49歳です。

渡し人 HYさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は39歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字原ノ後452番1で、地目は田で、地積は1,606㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は3,177㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号1番から18番まで報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から18番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から18番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号19番について、この議案は4番農業委員が譲受人となって

いますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(「4番農業委員」退席。)

議長 整理番号19番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号19番につきまして、去る2月22日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 SSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 HKさんは、神奈川県横浜市港南区港南台に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字板付1652番1外4筆で、地目は田、地積は合計6,814㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は26,003㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号19番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号19番については許可が決定いたしました。

ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(「4番農業委員」入室。)

議 長 4番農業委員、許可が決定しました。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数19件について、19件の許可が処分決定しました。

議 長 先ほど保留しました、議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、採決を一時保留していました案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事 務 局 貸人が総会までに死亡していた場合につきまして、農業会議に先ほど確認したところ、取下げたした方がよろしいでしょうとのことでしたので、今回、議案の方から番号45番については取下げでお願いします。
つきましては、番号1番から82番まで45番を除く、81件のご審議方よろしくをお願いします。

議 長 今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定については決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)」申出の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定に

農業委員	<p>ついてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人 Y I さん立会いのもと、1番推進委員、5番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている Y I さんで、年齢は67歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2281番で、地目は畑、地積は1,611㎡です。</p> <p>所在地は、エスライン九州から東へ約60mに位置し、東側が宅地、北側が太陽光発電施設、西側が畑、南側も畑で、周囲に与える影響はないものと思われます。</p> <p>除外目的は、太陽光発電施設として利用することです。</p> <p>この申請については、具体的な計画があり除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	<p>長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。</p>
議	<p>長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9番農業委員	<p>議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月22日、申請人 NM さん立会いのもと、7番農業委員、9番推進委員、私9番農業委員の3</p>

名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈田中に居住されている NMさんで、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字柳町831番1で、地目は畑、地積は1,658㎡の内499㎡です。

所在地は、田中小学校から東へ約430mに位置し、東側は竹藪及び山林、北側は畑、西側は道路を挟んで畑、南側は宅地で、周囲に与える影響はないものと思われます。

除外目的は、一般住宅として利用することです。

この申請については、具体的な計画があり除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番については、この案件は10番推進委員が申請人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(「10番推進委員」退席。)

議 長 12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月22日、申請人 TTさん立会いのもと、3番推進委員、4番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている TTさんで、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字年ノ宮2752番1外2筆で、地目は畑、地積は合計3,157㎡です。

所在地は、スカラーから南へ約1kmに位置し、北側は畑、南側は田、東側は宅地、西側は田で、周囲に与える影響はないものと思われます。

用途区分変更目的は、経営規模拡大により機械倉庫が狭くなったので、申請地に農業機械倉庫を建設することなのですが、平成25年4月頃、農地法の申請をせずに建設したとのことでした。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定いたしました。
ここで、10番推進委員の入室をお願いします。

（「10番推進委員」入室。）

議 長 10番推進委員、許可が決定しました。

整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の意見決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月22日、申請人のSKさん立会いのもと、6番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は56歳です。申請地は、伊佐市大口曾木字青木1585番で、地目は田、地積は3,999㎡です。

用途区分変更目的は、申請地を規模拡大に伴い牛舎とロール置場及び資材置場に整備するのでも、周囲の農地への集団化・作業効率への影響はないと思われま。

所在地は、曾木小学校から北東へ約450mに位置し、現況はよく管理された田で、東側は宅地と畑、西側は宅地、南側は田、北側は宅地と田である。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更（用途区分変更・除外）」申出の意見決定について、申請件数4件について、4件の意見が決定いたします。

議案第4号

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。

整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人BIさん立会いのもと、7番農業委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈重留に居住されているBIさんで、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字周防原764番で、地目は畑、地積は1,828㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林です。

所在地は、田中小学校から南西へ約1kmに位置しており、東側は宅地、北側も宅地、南側は畑、西側は山林で、周囲に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

		よって整理番号1番は決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	議 案 第 4 号	<p>「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月22日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口針持に居住されている OTさんで、年齢は79歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字上之馬場990番2で、地目は畑、地積は759㎡です。</p> <p>農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林です。</p> <p>所在地は、荒瀬神社から東へ約150mに位置しており、南側は畑、東側は道路、北側は宅地、西側も宅地で、周囲に与える影響はないものと思われま。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は決定いたしました。</p>
議	長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定に

について、申請件数2件について、2件が処分決定しました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。
整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人 UMさん立会いのもと、9番農業委員、9番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈花北に居住されている UMさんで、年齢は33歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている FAさんで、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字中牟田557番外1筆で、地目は畑、地積は582㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与です。

所在地は、菱刈重留郵便局から北西へ約800mに位置しており、東側は宅地、西側と北側は畑、南側は道路となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る1月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、1番推進委員、5番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口上町に所在する Mで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている Y Sさんで、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柳野1301番1で、地目は畑、地積は2,538㎡です。

転用目的は資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、南九州変電所から西へ約300mに位置しており、南側は道路、東側は山林、北側も山林、西側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2番 農業委員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月22日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口上町に居住されている MYさんで、年齢は45歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されている AMさんで、年齢は66歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字西原431番1外1筆で、地目は畑、地積は合計596.94㎡です。</p> <p>転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、南九州酒販株式会社の西側に隣接しており、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路と畑で、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>一般住宅は概ね500㎡での運用ですが、理由書で申請地は変形した農地であり、また、車の出入り口として国道側を利用しカーポートを設置し出入り口を確保するために、2筆を合わせて転用したとの理由書が添付してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、理由書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2番 農業委員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月22日、申請人の父親NOさん立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口大島に居住されているNKさんで、年齢は36歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されているMNさんで、年齢は69歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口目丸字原ノ後479番1外1筆で、地目は畑、地積は合計421㎡です。</p> <p>転用目的は一般住宅で、農地区分は第1種農地で、所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、大口消防署本部から東へ約700mに位置しており、東側は畑、西側は道路、南側も道路、北側は山林と畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、大口東土地改良区の意見書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号5番については、この案件は10番推進委員が譲渡人と譲受人関係となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p>
		<p>(「10番推進委員」退席。)</p>
議	長	<p>12番農業委員の報告を求めます。</p>
12番 農業委員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る2月22日、申請人TTさん立会いのもと、3番推進委員、4番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈南浦に所在するGで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているTTさんで、年齢は64歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字年ノ宮2752番1外2筆で、地目は畑、地積は合計3,157㎡です。</p> <p>転用目的は事務所及び農機具倉庫、農業用資材置場で、農地区分は農用区域内農地で、使用貸借権です。</p> <p>所在地は、スカラーから南へ約1kmに位置しており、南側は田、東側は宅地、北側は畑、西側は田となっており、周囲に与える影響はないかと思われま。</p> <p>なお、平成25年4月頃、農地法の申請をせずに建設したとのことで、始末書が添付してあります。</p> <p>添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、始末書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で</p>

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願
いたします。以上で報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問
はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を
求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
ここで、10番推進委員の入室をお願いします。

(「10番推進委員」入室。)

議 長 10番推進委員、許可が決定しました。
整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号6番について、去る2月22日、申請人 YS
さん立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の
3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住されている YSさんで、年齢は2
9歳です。

譲渡人は、東京都台東区元浅草三丁目に居住されている HTさんで、
年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下588番11で、地目は田、地積
は489㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有
権移転売買です。

所在地は、羽月保育園から北へ約200mに位置しており、東側は国
道、西側は宅地、南側は道路、北側は田となっており、周囲に与える影
響はないかと思われま。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る2月22日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、7番推進委員、11番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されている IMさんで、年齢は41歳です。

譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている AKさんで、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口里字竿境2222番8で、地目は田、地積は453㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、大口病院から東へ約200mに位置しており、東西南北全て宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書、

委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
番号1番、2番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第6号非農地証明願についてのうち番号1番について、去る2月22日、申請人 IKさんの息子さん立会いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市大口金波田に居住されている IKさんです。

申請地は、伊佐市大口堂崎字塗別田486番5、地目は田、地積は184㎡と、同じく字塗別田489番2、地目は畑、地積は30㎡で、2筆合計214㎡です。

非農地になった時期及び理由としては、平成8年月日不詳に隣接する486番3に住宅を建設した際に、申請地も同時に整備し宅地の一部として利用しており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

所在地は、JA羽月支所から東へ約600mに位置し、東側は道路を挟んで宅地、西側は道路を挟んで田、南側は田、北側は道路を挟んで畑となっています。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

続きまして、番号2番について、去る2月22日、申請人SKさん立会いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市大口鳥巢に居住されているSKさんです。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字屋根添131番3外1筆で、地目は田で、地積は合計858㎡です。

非農地になった時期及び理由としては、平成8年頃より耕作を放棄し現在に至っており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

なお、Tさんより、平成8年より耕作を放棄し不耕作地だったとの証明書が添付してあります。

所在地は、伊佐市文化会館から北西へ約300mに位置し、東側は田、西側は宅地、南側も宅地、北側は田となっています。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番、2番については、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」は、申請件数2件について、2件の非農地証明願が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。2月の月例報告をします。5日、2月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。22日、現地調査を一斉にしております。26日、本日ですが第11回農業委員会総会です。3月の行事予定ですが、5日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。29日が第12回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度第11回農業委員会総会を終わります。姿勢を正してください。一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時32分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 8 番

伊佐市農業委員 9 番